

代替わりに考える『天皇教』の生成と存続

横 田 耕 一

I はじめに ・ ・ 天皇代替わりが示したこと

- 1 天皇の行為に対する国民の圧倒的共感 ・ ・ 憲法無視
- 2 「リベラル」派・「左翼政党」の天皇観の変化

II 問題を考える場合の前提 ・ ・ 大日本帝国憲法と日本国憲法の天皇制度

1 両憲法の基本的相違点

- | | | | | |
|-------|------------|---|-----|------------------------|
| 主権の所在 | ・ ・ 天 | 皇 | vs. | 国民 |
| 地 位 | ・ ・ 統治権総攬者 | | vs. | 日本国・日本国民統合の象徴 |
| 根 拠 | ・ ・ 神勅 | | vs | 主権者国民の総意 |
| 権 能 | ・ ・ 諸大権 | | vs, | 内閣の助言と承認による憲法規定の国事行為のみ |

- 2 皇室典範の基本的相違点 ・ ・ 憲法とならぶ最高法規（→皇室令） vs. 国会の定める法律
践祚（剣璽渡御ノ儀・朝見ノ儀）・元号・即位ノ礼・大嘗祭 vs. 即位の礼

III 違憲？のデパートの天皇代替わり

- 1 天皇メッセージ（2016年8月8日放映） ・ ・ 公的メッセージ、「象徴天皇像」の提示
「国事行為」 + 「象徴の務め」（国民統合の象徴としての役割＝象徴的行為）
- 2 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（2017年6月9日制定、6月16日公布）

第1条 この法律は、天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和22年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

3 「代替わり諸儀式」

- 1) 政府 ・ ・ 「憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したもの」
→ 「基本的な考え方や内容は（平成の式典のそれを）踏襲されるべきもの」
- 2) 憲法からみて「代替り諸儀式」で問題になる基本的ことがら
 - ① 宗教儀式である私的儀式を含めスケジュール日を政府が決定
 - ② 明治42年制定の「登極令」（附式）に準拠 ・ ・ 1947年5月3日の宮内府依命通牒
 - ③ 「践祚儀式」の容認 ・ ・ 「即位の礼」のみで十分
 - ④ 公務員（宮内庁長官・式武官・侍従）が神道儀式を含む私的儀式に関与
 - ⑤ 儀式内容が憲法原則（政教分離原則・国民主権原則）に反する
 - i 天皇の正統性の根拠（1条）違反
「剣璽等承継の儀」（退位礼正殿の儀） ・ ・ 三種の神器（八咫の鏡・草薙の剣・八坂瓊の勾玉）
 - ii 政教分離原則違反
 - イ 「賢所に期日奉告の儀」〔宮内庁長官の招待状で三権の長が「公人としての立場」で出席、NHK〕
 - ロ 「即位礼当日賢所大前の儀」〔同上〕
 - ハ 『即位礼正殿の儀』〔高御座、剣璽〕
 - ニ 「齋田拔穂の儀」〔悠紀田・主基田〕・「大嘗宮の儀」
 - iii 国民主権原則違反
 - イ 「即位後朝見の儀」〔天皇・内閣総理大臣の位置、「おことば」、「奉答文」〕
 - ロ 「即位礼正殿の儀」〔内閣総理大臣の位置、「寿詞」、「天皇陛下万歳」〕
- 3) 「元号」（令按）決定・発表過程（2019・4・1

IV 「天皇教」の成立と継続

1 「天皇教」の成立

1) 「国民国家」の形成にともなう「統合軸」の摸索 → 神道の挫折

2) 大日本帝国憲法体制

「抑欧州ニ於テハ憲法政治ノ萌芽セル事千餘年独り人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス又タ宗教ナル者アリテ
之カ機軸ヲ為シ深ク人心ニ浸潤シテ人心之ニ歸一セリ然ルニ我国ニ存テハ宗教ナル者其力微弱ニシテ一モ国家
ノ機軸タルヘキモノナシ……我国ニ存テ機軸トスヘキハ独り皇室アルノミ」 (枢密院・伊藤博文)

3) 「天皇教」の道具立て

① 大日本帝国憲法 (1889年発布)

i 告文 皇祖皇宗

ii 「萬世一系」(天孫降臨の神勅) ・ ・ 神の子孫 (天照→ニニギ→神武→明治) 122代

「葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ 宜シク爾皇孫就イテ治セ 行マセ
宝祚ノ隆エマサンコト当ニ天壤ト (與ニ) 窮リ無カルヘシ」 (日本書紀第二)

iii 神聖不可侵 (「神聖ニシテ侵スヘカラス」) 無答責 ⇒ 刑法「不敬罪」

iv 統治権総攬者としての天皇 ・ ・ ×ウシハク ↔ ○シラス (シロシメス) 「君民一体」

v 天皇大権 ・ ・ 統帥権等 祭祀大権

② 「神道」

i 皇室祭祀・儀式等の神道純化 ・ ・ 「即位の礼」・「泉涌寺」

ii 宮中三殿 (賢所・皇靈殿・神殿)

iii 伊勢神宮を頂点とする社格制度 (1871) ・ ・ 官国弊社、府・県・郷・村社 無格社、別格官幣

社

⇒ 「国家の祭祀」「国家の道德」化 = 「国家神道」

③ 「皇室典範」 ・ ・ 皇族 = 「神聖家族」化

④ 「教育勅語」(1890年)

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ 我カ臣民クク忠ニクク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

⇒ 義務教育の下で学校は「伝道の場」(布教) ・ ・ 教科、「御真影」(奉安殿)、学校儀式

⑤ 詔書 ・ ・ 戊辰詔書 (1908 (M41)) ・ 国民精神作興詔書 (1923 (T12))

⑥ 祝祭日・諸儀式・「行列」 ⑦ 「萬歳」(聖壽萬歳) ・ 「君が代」・「日の丸」

⑧ 軍隊 (「軍人勅諭」⇒「皇軍」) ⑨ 栄典付与 (位階・勲章) ⑩ 恩恵・慈善 (一視同仁)

⑪ 民間 (宗教、テロ) ⑫ 「非国民」に対する弾圧 (不敬罪、治安維持法)

⑬ 戦争・事変 → 「靖国神社」・「護国神社」

2 「天皇教」の継続

1) 敗戦と「天皇教」の衣替え (「國體」護持、「神道指令」など)

「天皇人間宣言」

「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ
生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世
界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」 ⇒ 「神の裔」は否定せず

2) 日本国憲法の制定 ・ ・ 「継続的運用」

3) 新世代に対する教育 ・ ・ 『あたらしい憲法のはなし』(1947~51)

4) 「天皇教」を補強するもの

① 日本国憲法 ・ ・ 国事行為、「公的行為」(象徴的行為)

② 皇室典範・皇室経済法 ③ 皇室関係儀式 (皇位継承儀式、立太子礼、位××年式典など)

④ 宮中祭祀 ⑤ 神社・寺との密接な関係 ⑥ 元号法 (1979)、国旗・国歌法 (1999)

⑦ 「国民の祝日」と宮中祭祀の連動 ⑧ 恩恵・慈善・慰問 ⑨ 学校教育

⑩ 自衛隊 ⑪ 社会の対応 (マスコミ、タブー) ⑫ 反天皇制運動に対する弾圧

V 賛否と今後の天皇制